



島根県報

令和元年8月2日(金)

第 26 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任の届出 (農 村 整 備 課) 2

【公 告】

島根県公文書等の管理に関する条例の規定による特定歴史公文書等の保存及び利
用の状況の公表 (総 務 課) 2

採石業務管理者試験の実施 (河 川 課) 4

【特定調達公告】

大気モニタの購入に係る一般競争入札の実施 (原子力安全対策課) 5

告 示**島根県告示第174号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年 8 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市水上町三久須土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

光田 正義 大田市水上町三久須120番地

廣山 勝秀 大田市水上町三久須140番地 3

菅 眞章 大田市水上町三久須664番地

石原 寛明 大田市水上町三久須291番地

山本 竜法 大田市水上町三久須676番地 2

監事

武間 篤 大田市水上町三久須724番地

中田 真二 大田市祖式町429番地

2 就任年月日

令和元年 5 月 14 日

公 告

島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第28条の規定により、平成30年度における特定歴史公文書等の保存及び利用の状況を次のとおり公表する。

令和元年 8 月 2 日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保存状況

（単位：冊）

公文書群	前年度末保存数 a	本年度中受入等数 b	廃棄数 c	本年度末保存数 a + b - c
古文書簿冊	4,807			4,807
25年部目簿冊	3,344			3,344
昭和23年度から昭和54年度末までに教育委員会で作成された公文書群	241			241
平成10年度から平成22年度末までに保存期間が満了した公文書群	7,000			7,000
平成23年度末までに保存期間が満了した公文書群	967			967

平成24年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,195			1,195
平成25年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,090			1,090
平成26年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,223			1,223
平成27年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,223			1,223
平成28年度末までに保存期間が満了した公文書群	1,380			1,380
平成29年度末までに保存期間が満了した公文書群		1,538		1,538
合 計	22,470	1,538		24,008

2 利用状況

(1) 月別利用内訳

(単位：件、冊、人)

月	利用請求		簡易閲覧申込		元実施機関利用申込		利用相談	施設見学
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数		
4	6	13	2	20	0	0	6	11
5	3	8	1	2	2	3	6	10
6	2	6	3	7	3	9	14	3
7	2	9	1	1	1	2	3	4
8	0	0	4	6	5	22	4	1
9	1	1	4	22	1	1	12	0
10	5	31	1	4	8	45	11	1
11	3	31	0	0	3	6	6	0
12	3	25	2	3	0	0	5	0
1	1	2	2	13	1	7	1	0
2	2	16	0	0	2	4	2	0
3	1	19	2	2	0	0	12	0
合 計	29	161	22	80	26	99	82	30

(2) 利用請求の決定状況

(単位：件)

利用制限なし	利用制限あり		合 計
	一 部	全 部	
328	12	0	340

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 貸出状況

該当なし

3 不服申立ての件数及び決定状況

該当なし

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験の日時

令和元年10月11日（金）午前10時から正午まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ309-2

島根中央地域職業訓練センター 2階視聴覚教室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票に貼り付けること。（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、県土整備事務所各（土木）事業所又は一般社団法人島根県採石協会、一般社団法人島根県東部地区採石業協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

令和元年8月30日（金）から同年9月13日（金）午後5時15分まで

なお、郵送の場合は、令和元年9月13日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、令和元年10月31日（木）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ（<https://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話0852-22-6783）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和元年8月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

大気モニタの購入 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和2年3月31日（火）

(4) 納入場所

上大野局（島根県松江市上大野町1826）

松江市美保関支所、八雲支所、玉湯支所、宍道複合施設、八束支所（所在地は、仕様書のとおり）

2 入札方法

(1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4機械器具類」小分類「(3)理化学機器」に登録されている者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(7) 入札説明書に示す入札参加資格確認申請書その他の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けた者であること。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第一グループ

電話 0852-22-6521 F A X 0852-22-5930

電子メール gen-an@pref.shimane.lg.jp

5 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和元年9月6日（金）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難い場合は次により交付する。

ア 交付期間

本公告の日から令和元年9月6日（金）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 交付場所

4の場所

(2) 入札説明会

実施しない。

6 入札参加希望者に要求される事項

(1) この入札に参加を希望する者は、令和元年9月6日（金）午後4時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）その他の書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和元年9月11日（水）午前9時から同月12日（木）午後4時まで

(2) 書面による入札の日時、場所等

ア 日時

令和元年9月12日（木）午後4時まで

イ 場所

4の場所

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和元年9月12日（木）正午までに到着していること。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年9月13日（金）午前10時

イ 場所

4の場所

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県防災部原子力安全対策課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Name of goods and quantity to be acquired : Radioactive dust monitor 1 set

(2) Deadline for procurement : March 31, 2020

(3) Date and time of bidding : 4:00 p.m. September 12, 2019

(Electronic bidding period is from 9:00 a.m. September 11, 2019 until 4:00 p.m. September 12, 2019

Bids sent by mail must arrive by 12:00 p.m. September 12, 2019)

(4) Date and time for opening of bids : 10:00 a.m. September 13, 2019

(5) Contact : Nuclear Power Safety Policy Division, Department of Disaster Prevention, Shimane Prefectural Government, 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6521